

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市個人情報保護条例（平成15年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき行った次の保有個人情報開示請求に対し、実施機関が行った保有個人情報不存在決定（以下「本件決定」という。）の取り消しを求める。

保有個人情報開示請求日：令和4年1月4日

請求内容：① 自分たちの都合が悪いことは隠蔽して、メールを送るだとか、そういうことについて、そういう規則があるのかということをお尋ねしている。

② 調査を行うと、市の職員とそういう人たちの癒着が判明するのがいやだから、聞いていないという虚偽の言い訳をして、こういう電子メールを書くという規則があるのかということ。

③ 名張市では虚偽の回答をしろという規則があるのか。

④ 15万のうち1万円は市職員Aに行き、1万円は市職員Bに行き、1万円は市職員Cに行き、地元の方は12万円で飲み食いしとるんやと僕は思ってるわけですよ。過去にそれがいくら貯まったのかということですよ。どの口座に入れとるのか知らんけど。その口座も開示してください。

⑤ 調査をしないと、決裁した全ての公文書の公開請求をさせていただきます。調査をしないと決めた決裁文書ですね。癒着があっても調査をしない、癒着を隠すために調査をしない、癒着がばれるとまずいから調査をしないという決裁文書を出してください。

⑥ 虚偽の説明をする、隠蔽を隠すために嘘をつく。隠蔽をする、調査をしない等々の規則があるのかどうか。そういうことをやっているのか、やっていけないのか、なんでやったのかということをお尋ねします。

実施機関の処分：令和4年8月19日付け名維第397号（保有個人情報不存在決定）

処分内容：該当する個人情報を取得及び作成しておらず、保有していないとして不存在決定

3 審査請求人の主張要旨

本件決定は条例に定める期限を過ぎているため取消しを求める。また、名張市及

び名張市農業委員会の条例及び名張市情報公開条例の取扱いの不備を改めることを求める。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市に審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

4 実施機関の主張要旨

本件決定を取り消すには、本件決定の違法性又は不当性が必要であるところ、審査請求人は、具体的にどのような個人情報の開示を求めているのか明確に主張しておらず、本件決定の違法性、不当性も主張していないことから、本件決定を取り消す理由はない。また、その他審査請求人が縷々述べる点についても、いずれも本件決定の適法性に係るものとは無関係の指摘であり、本件決定の取消しを基礎付ける事実主張とは解されない。

なお、教示については、本件決定通知書において必要な教示を行っている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることから、行政が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって基本的人権の擁護と公正で民主的な市政の推進に寄与することである。

当審査会は、個人情報保護の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件決定について

本件決定は、令和4年1月4日付けの開示請求に対し、実施機関が一度は決定を行ったものの、その決定に不足があったとし、当該不足分に係る決定を同年8月19日付けにて追加で行ったものである。

開示決定等の期限は、条例第18条において「開示請求が実施機関に到達した日から起算して15日以内」と定めるため、実施機関の決定日はこれに反しており、以後是正すべきである。

しかしながら、本件開示請求書に記載の個人情報は社会通念上存在するとは考えられず、これを存在しないとする実施機関の本件決定は、決定に要した日数のみをもって取り消すことはできない。

また、実施機関は、本件決定通知書において、教示を適切に行っている。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年12月28日	諮問
令和6年 1月19日	令和5年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和6年 2月 2日	答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	辻 陽	近畿大学法学部 教授
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員
委 員	田中 友康	楠井法律事務所 弁護士